

監理人になる方へ

※このお知らせは監理人の責務を簡略化して説明するものです。詳細は関係法令を確認してください。

① 被監理者が条件※を守って生活できるよう必要な指導・監督をしてください。

※ 条件は監理措置決定通知書（謄本）に書かれています。

② 被監理者から相談があったときは、適切な援助を行うように努めてください。

③ 法令で定められた届出をしなければいけません。

◇ どんなときに届出をしなければいけませんか？

例えば、次のようなときは届出をしなければいけません。

- ・ 被監理者が所在不明になるおそれがあることを知ったとき
- ・ 被監理者が条件に違反したことを知ったとき
- ・ 被監理者が法令に違反して働いたことを知ったとき
- ・ 監理人の住所、連絡先等が変わったとき
- ・ 被監理者と親族関係がある場合にはその関係が終了したとき など

※ 届出は、届け出るべき事項が発生した日から7日以内に行ってください。

◇ どんなことを届け出ればよいのですか？

- ・ どのようなことが起こったか
- ・ いつ知ったか
- ・ いつ起こったか
- ・ どうやって知ったか など

④ 主任審査官から必要な事項について報告を求められたときは、求められた事項を報告してください。

※ 届出（報告）をしなかったり、虚偽の届出（報告）をしたときは、監理人の選定を取り消されることや処罰を受けることがあります。

分からないことがあるときや、困ったことが起こったときは、最寄りの入管に相談してください。